

明治大学専門職大学院法務研究科概況（2025年度）

2 名 称 明治大学専門職大学院法務研究科法務専攻

4 課程 專門職學位課程

6 標準修了年限 3年（法学既修者コースは2年）

		専任教員数					助手等 ※1	設置基準上 必要専任教員数	専任教員 1人当たりの 学生数※2	兼 担 教員数	兼 任 教員数
		教授	准教授	講師	助教	計					
専任教員の 内訳	専任教員 (研究者)	11	3	0	0	14	21				
	専任教員 (実務家)	5	0	0	0	5					
	みなし専任 (特任)教員	2	0	0	0	2					
合 計		18	3	0	0	21	21	12	5.7	14	18

※2 専任教員1人当たりの学生数は収容定員を専任教員数合計で除した数値。

(1) 入学定員 40名 (未修者約10名、既修者約30名)
 (2) 収容定員 120名 (入学定員に3を乗じた数値)
 (3) 在籍者数 116名 1年次：未修者：13名
 2年次：未修者：11名 既修者：53名
 3年次：未修者：8名 既修者：31名

○求められる人材

入学者選抜においては、『『個』を大切にし、人権を尊重する法曹』の養成という本法務研究科の教育理念に共鳴し、正義感にあふれ、批判的精神をもって社会を見つめ、独立の気概をもって法に取り組む積極的人材を求めている。

○具体的受験資格

受験資格を有する者は、一般選抜入学試験においては、大学卒業者若しくは卒業見込みの者、大学卒業者と同等以上の学力を有する者と本法務研究科が認めた者、又は大学3年次に在学している者であって優れた成績を修めた者（いわゆる飛び入学）などである。

5年一貫型特別選抜入学試験においては、本研究科と法曹養成連携協定を締結している連携法曹基礎課程修了予定者である。

○入学試験の特徴

入学試験は、法学未修者コースでは将来性と多様性に、また、法学既修者コースでは法律学の基礎の修得に重点を置いて実施している。

法学未修者コース一般選抜入学試験では、法律知識を前提としない筆記試験（小論文）を課している。この試験では、法解釈や判例の知識は問われないが、社会生活を営んでいく上での法的センスや人権感覚、論理的思考力などが問われる。

法学既修者コース一般選抜入学試験では、憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法の5科目について、論述式試験により、法律学の基礎力や論理構成力などが問われる。

いずれのコースについても、書類選考により、社会的活動、各種の資格及び法曹としての資質・意欲・将来性を評価する。なお、両者のコースの併願は可能である。

5年一貫型特別選抜入学試験では、法律学の基礎力を問う面接試験により法曹への適性を評価する。また、学部学業成績を重視した書類選考により、学業成績及び法曹としての資質・意欲・将来性を評価する。

○法科大学院入学後の学修に当たって求められる学識・能力

法学未修者コース入学時点では、法解釈や判例の知識は問われないが、社会生活を営んでいく上での法的センスや人権感覚、論理的思考力などが必要である。

法学既修者コース入学時点では、憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法の5科目については、履修を免除されることから、「明治大学版到達目標」を踏まえて1年次に修得しておくべき基礎知識を備えていることが求められ、論理的思考力及び論理的展開力などが必要である。

（2）入学者選抜方法

ア 入学試験の方式（2025年度入学者）

（ア）5年一貫型特別選抜入学試験

5年一貫型特別選抜入学試験では、書類選考及び面接試験を課した。書類選考では、学部時代の学業成績、本学及び法曹の志望理由などから総合的に評価判断した。面接試験では、憲法、民法、刑法のいずれか2科目に係る法律知識および理解に関する事項を問うた。

なお、受験者（学部3年生）の学習範囲に留意した出題とした。

（イ）一般選抜入学試験法学未修者コース（3年制）

一般選抜入学試験法学未修者コースでは、書類選考及び筆記試験を課した。書類選考では、学業及び社会的活動の実績、資格、本学及び法曹の志望理由などから多面的かつ総合的に評価判断した。筆記試験では、法律や法律学の知識を前提としない小論文を課した。幅広い教養に基づく人間性やバランスのとれた判断力などが問われた。

（ウ）一般選抜入学試験法学既修者コース（2年制）

一般選抜入学試験法学既修者コースでは、書類選考及び筆記試験を課した。書類選考では、学業及び社会的活動の実績、資格、本学及び法曹の志望理由などから多面的かつ総合的に評価判断した。筆記試験では、憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法の合計5科目について、論文試験を課した。

イ 2025年度入学試験における前年度からの主な変更点

(ア) 5年一貫型特別選抜入学試験
特になし

(イ) 一般選抜入学試験
資格の配点を変更した。

(3) 2025年度入学試験データ

(専門職大学院設置基準(以下、「設置基準」という。)第20条の7第1号関係)

ア 全体(イとウの合計)

()内は女子数

	既修者	未修者	合計
募集人員	30	10	40
志願者数	493 (166)	196 (81)	689 (247)
受験者数	417 (143)	176 (71)	593 (214)
合格者数	139 (45)	29 (17)	168 (62)
入学者数	48 (11)	10 (6)	58 (17)

イ 5年一貫型特別選抜入学試験

	既修者	未修者	合計
募集人員	7		7
志願者数	9 (3)		9 (3)
受験者数	6 (1)		6 (1)
合格者数	6 (1)		6 (1)
入学者数	2 (0)		2 (0)

ウ 一般選抜入学試験

	既修者	未修者	合計
募集人員	30※	10	40
志願者数	484 (163)	196 (81)	680 (244)
受験者数	411 (142)	176 (71)	587 (213)
合格者数	133 (44)	29 (17)	162 (61)
入学者数	46 (11)	10 (6)	56 (17)

※5年一貫型特別選抜入学試験の募集人数含む

(4) 入学者の属性(設置基準第20条の7第5号及び第6号関係)

	既修者	未修者	合計
入学者(A)	48	10	58
(A)のうち、 社会人※	4	1	5
(A)のうち、 非法学部出身者	7	4	11
(A)のうち、 本研究科連携校の 連携法曹基礎課程修了者 (B)	2	0	2
(B)のうち、 早期卒業又は飛び入学に より入学した者	2	0	2

※出願時点において1年以上の社会人経験(官公庁・企業における勤務(非正規雇用を含む)、
自営業、主婦・主夫等の経験)を有する者を「社会人」と定義します。

(5) 2025年度入学試験配点基準

ア 5年一貫型特別選抜入学試験

項 目		配点
面接試験	面接試験	60点
書類選考	学業成績	40点
	資格	10点
	法曹としての資質・意欲・将来性	60点
合 計		170点

イ 一般選抜入学試験

【未修者コース】

項 目		配点
筆記試験	小論文	100点
書類選考	学業及び社会的活動	10点
	資格	10点
	法曹としての資質・意欲・将来性	60点
合 計		180点

【既修者コース】

項 目		配点
筆記試験	憲法	60点
	民法	80点
	刑法	60点
	民事訴訟法	60点
	刑事訴訟法	60点
書類選考	学業及び社会的活動	10点
	資格	15点
	法曹としての資質・意欲・将来性	40点
合 計		385点

10 教育課程及び教育方法

(1) 開講形態

昼間開講 1時限 100分授業

1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
9:00～10:40	10:50～12:30	13:30～15:10	15:20～17:00	17:10～18:50	19:00～20:40

(2) 教育課程

ア 理論的教育と実務的教育の架橋

本法務研究科における理論的教育と実務的教育の「架橋」教育は、まず1年次・2年次において、法律知識の体系的理解とその論理的展開を中心にした理論的教育を行い、それを基礎として2年次・3年次において、法律実務につなげる一方で、法律実務の観点から法理論を捉え、法理論的教育に反映するという連携教育が重要であると考えて、これを機軸としている。

イ 授業科目

(ア) 法律基本科目

憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の分野について、それぞれ講義・演習科目を必修科目として開設している。1年次配当で憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法の講義科目を開設し、行政法の講義科目を2年次配当としている。商法は会社法

を2年次配当とし、商法総則・商行為法及び手形法・小切手法を3年次配当としている。演習科目は憲法、民法、刑法、刑事訴訟法は2年次配当、行政法、商法、民事訴訟法は3年次配当である。法律基本科目の体系的知識の修得と、それを自在に活用できるまでの深い理解に到達することができるように、段階を踏みながら、また、理論と実務の架橋を図りながら、指導している。

法律基本科目については、そのほかに各法「展開演習」を3年春学期・秋学期に選択科目として開設している。これは、法科大学院教育の仕上げである3年次の重要な応用型の科目であり、法曹有資格者をを目指す者にとって必須とされる問題発見能力、問題解決能力のほか、論述表現能力を養うための総仕上げを目的としたものである。また、各法において「総合指導」を2年次・3年次を対象（履修可能学年は科目ごとに指定）に開設しているが、これは、基本的な法知識と法的思考力を確実に身に付けさせた上で、それを基礎とした更なる問題発見能力や問題解決能力の涵養と向上を図ることによって専門知識を一層深化させることを目的として、学修到達度に即応した多様な内容の授業を展開している科目である。また、各法に「基礎演習」を1年次・2年次を対象（履修可能学年は科目ごとに指定）に開講しているが、これは、主として基礎力が不足し、あるいはその補強を必要とする学生を対象とし、基礎・基本となる事項を確認させつつ基本的な法知識と法的思考力を修得させ、基礎力を徹底して培うことを目的とする科目である。司法試験合格者を向上させるためには、未修者教育を一層充実させるとともに、既修者の法律基本科目に関する基礎的な知識・理解や法的思考能力を徹底的に培うことが喫緊の課題であるため、基礎演習科目の意義・役割はとりわけ重要なものになっている。さらに、各法において「応用演習」を2年次・3年次を対象に開設している。これは、基本的な法知識と法的思考力を習得させた上で、身に付けておくべき基礎知識や重要論点に関する知識を確実に定着させ、また、法的文章作成方法を養成することを目的とした科目である。

(イ) 実務基礎科目

法曹としての実務に必要な専門的知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるために、必修科目として「法曹倫理」「事実と証明Ⅰ（民事）」「事実と証明Ⅱ（刑事）」を、選択必修科目として「模擬裁判（民事）」「模擬裁判・法文書作成（刑事）」「法曹実務演習1」「法曹実務演習2」「ローヤリング」「行政訴訟実務」を、選択科目として「法情報調査」「民事法文書作成」「知的財産訴訟実務」「不動産登記実務」を開設し、法実務実践教育を行っている。担当教員は、弁護士・裁判官経験者・検察官の実務家教員を中心に構成されている。法律基本科目などの理解を前提にして、法理論教育と法実務教育が適切に連携できるように配慮している。

(ウ) 基礎法学・隣接科目

法の構造、法思想、法の役割、法の歴史などの基礎法学、世界的視野での法制度比較、経済、政治、公共政策などの隣接科学を学び、広い視野を持った法曹を養成することを意図した科目群である。このために、「司法制度論」「法哲学」「法社会学」「西洋法史」「日本近代法史」「比較法制度論（ヨーロッパA）」「比較法制度論（ヨーロッパB）」「比較法制度論（アジア）」「法と公共政策」「立法と政治」を選択必修科目として開設している。

(エ) 展開・先端科目

約40科目を選択必修科目ないし選択科目として開設している。グループ分けをすれば、「企業関係法務」「知的財産関係法務」「ジェンダー関係法務」「環境関係法務」「医事・生命倫理関係法務」の5分野の専門法曹を養成する科目を中心にして、「国際関係法務」「倒産関係法務」「租税関係法務」「経済法関係法務」「犯罪学・少年法関係法務」「サイバー法関係法務」などになる。いずれの科目も、現代的な諸問題について深く洞察し、適切に対応できる能力を養成することを意図している。

(3) 教育方法

ア 講義形式

研究者教員による体系的レクチャーを中心に、1クラス最大50名（法律基本科目群及び実務基礎科目群の必修科目）での双方向授業を実施する。

なかでも、法曹実務は弁護士・裁判官・検察官の三者で異なるところがあるので、2年次配当の「事実と証明Ⅰ（民事）」及び「事実と証明Ⅱ（刑事）」、3年次配当の「法曹倫理」では、三者によるオムニバス方式の授業を行う。

イ 演習形式

1クラス約20名で、課題別に、ケース・メソッドやソクラテス・メソッド方式の討論中心の授業を実施する。

ウ 実践形式

実務基礎科目群のうち、「法情報調査」は、集中授業で少人数クラスによる法情報検索実践、「模擬裁判（民事）」及び「模擬裁判・法文書作成（刑事）」は、民事系実務家教員、刑事系実務家教員がそれぞれの科目について担当し、受講生の主体的な協議・決定の下で各種の手続選択等を行う。「法曹実務演習1」は、法律事務所等や企業法務部への派遣による法曹実務実践を実施する。「法曹実務演習2」は、人事院の協力により、霞ヶ関インターンシップとして官公庁への派遣による法曹実務実践を実施する。

（４）教育課程並びに当該教育課程を履修する上で求められる学識及び能力

（法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下、「連携法」という。）第5条第1号関係）

ア カリキュラム・ポリシー（2025年度）

○教育課程の編成

学位授与方針に掲げる幅広い教養と高い倫理観に裏付けられた豊かな人間性をもち、法律問題の解決にあたっては、深い専門知識に基づく柔軟で創造的な思考によって適切に対処することができる人材を養成するために、教員間の密接な連携のもとに授業内容の工夫・改善、教材の作成を行うとともに、少人数教育を徹底し、多方向・双方向の授業を行うことにより、「法律基本科目」、「実務基礎科目」、「基礎法学・隣接科目」及び「展開・先端科目」を体系的に履修することができるように教育課程を編成する。

○教育課程の実施方針

セメスター制（2学期制）の下に、「法律基本科目」、「実務基礎科目」、「基礎法学・隣接科目」及び「展開・先端科目」の4つの科目群を配置し、少人数かつ多方向・双方向の授業を講義形式、演習形式又は実践形式（法文書作成、模擬裁判など）で実施する。特に必修科目については、少人数のクラス制により、講義・演習を実施する。

○教育課程の特長

カリキュラム上は、「法律基本科目」及び「展開・先端科目」の科目群に配されている倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際公法及び国際私法などの実定法科目が学修の中心となっているが、同時に幅広い教養と洞察力に裏打ちされた法的思考力を涵養するため、法哲学、法史学、法社会学、比較法学等の「基礎法学科目」及びその隣接分野である政治、立法、公共政策等に関する「隣接科目」にも多くの科目を設けている。また、法曹としての実践教育を施すため、模擬裁判、法曹倫理、法文書作成、事実と証明、エクスターンシップ、ローヤリング、法情報調査等の多くの「実務基礎科目」を設けている。さらに、「展開・先端科目」に関し、企業法務、知的財産、ジェンダー、環境、医事・生命倫理の各分野について、特色のある教育（例えば、外部招聘講師による実践教育、公開授業など）を展開している。

授業計画及び成績評価基準はシラバスに明記し、厳格に適用している。また、GPAによる成績評価を採用し、厳正な進級判定及び修了判定を行っている。

イ 教育課程を履修する上で求められる学識及び能力

(ア) 法科大学院入学後の学修に当たって求められる学識・能力

＜法学未修者コース＞

入学時点では、法解釈や判例の知識は問われないが、社会生活を営んでいく上での法的センスや人権感覚、論理的思考力などが必要である。

＜法学既修者コース＞

憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法の5科目については、履修を免除されることから、「共通的な到達目標モデル(*)」及び「明治大学版到達目標」を踏まえて1年次に修得しておくべき基礎知識を備えていることが求められ、論理的思考力及び論理的展開力などが必要である。

*法科大学院協会 HP 参照：http://www.lskyokai.jp/info_101019/

(イ) 1年次が終了する段階で身に付けておく必要がある程度

1年次が終了する段階では、憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法の5科目について、「共通的な到達目標モデル」及び「明治大学版到達目標」を踏まえた基礎知識を確実に身につけ、基礎的な問いに対して的確に解答できる力などが必要である。

(ウ) 2年次が終了する段階で身に付けておく必要がある程度

2年次が終了する時点では、憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法の5科目については、基礎的知識をより確実なものとするとともに、演習科目を通じて、具体的なケース・スタディに当該知識を応用し、論理的かつ具体的に妥当な結論を導く力などが必要となる。また、2年次には、行政法・会社法・民事訴訟法・刑事訴訟法の講義及び演習も始まり、それら4法の基礎知識の修得及び応用を同時並行的にこなせる力なども必要となる。

(エ) 法科大学院を修了する段階で身に付けておく必要がある程度

本法務研究科は、「権利自由」・「独立自治」という明治大学の建学の精神を現代的にとらえ直した『個』を大切にし、人権を尊重する法曹の養成を教育理念とし、理論と実務を架橋する高度で多様な教育を通じて、幅広い教養と高い倫理観に裏付けられた豊かな人間性を持ち、法律問題の解決にあたっては、深い専門知識に基づく柔軟で創造的な思考によって適切に対処することができる法曹を養成することを目的としている。その目的のために、法律の体系的理解に基づき自ら論理的に思考し、議論し、文章表現できる能力の育成を図ることを到達目標とする。具体的には、①法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力を涵養するための公法系・民事法系・刑事法系の「法律基本科目」（基本7科目）、②法律実務の基礎的素養を涵養するための「実務基礎科目」、③実定法の基礎となる幅広い教養・学識を修得するための「基礎法学・隣接科目」及び④学生がその希望に応じて多様な実定法の学識を涵養するための「展開・先端科目」から、それぞれ①から④に必要な単位を修得し、合計96単位を修得する必要がある。

(5) 履修制限単位数（2025年度以降年度入学者）

履修制限 単位数	1年次	2年次	3年次	修了要件単位数
	38	未修者44 既修者36	44	96

※ 1年次の履修については、36単位を越えて履修登録する際は、法律基本科目に限る。

※ 2年次未修者の履修については、36単位を超えて履修登録する際は、法律基本科目群に限る。

※ 2年次既修者の履修について、法曹コース（連携法曹基礎課程）修了者は、2年次履修制限単位数は、44単位となる。

※ 2年次既修者の履修について、高成績修得見込者に認定された者は、2年次履修制限単位数は、44単位となる。（2025年度入学者から適用）

1.1 成績評価の基準及び実施状況（連携法第5条第2号関係）

(1) 成績評価の基準

S・A・B・Cを合格とし、F・Tを不合格とする。

「S」：非常によく達成している（100～90点）

「A」：よく達成している（89～80点）

「B」：達成している（79～70点）

「C」：目標の最低限は達成しているものの、不十分な点がある（69～60点）

「F」：達成していない（60点未満）

「T」：未受験（試験欠席、レポート未提出、授業出席日数不足等）

(2) 成績評価の実施状況

評価「S」は総履修者の10%程度に付与することとし、「S」「A」を合わせて総履修者の35%程度とする。また、「B」については総履修者の45%程度、「C」「F」及び「T」を合わせて総履修者の20%程度に付与する。

1.2 進級・退学

(1) 進級要件（2023年度以降入学者）

ア 1年次から2年次への進級要件

1年次に配当されている必修科目の総単位数の5分の4（23単位）以上を修得し、必修科目のGPAで1.5以上の成績を得るとともに、当該年度に実施される共通到達度確認試験において、当該試験の1年次全国総受験者上位80%の成績を得なければならない。ただし、追試験受験者については、当該追試験の1年次全国総受験者上位60%の成績を得なければならない。

原級した場合は、B・C・F・Tの評価となった必修科目の修得単位は全て無効となる。

イ 2年次から3年次への進級要件

法学未修者と法学既修者により要件が異なる。

(ア) 法学未修者については、1年次に配当されている必修科目のすべての単位、及び2年次に配当されている必修科目の総単位数の5分の4（26単位）以上を修得するとともに2年次に配当されている必修科目のGPAで1.5以上を修得しなければならない。

原級した場合は、当該年度にB・C・F・Tの評価となった必修科目の修得単位は全て無効となる。

(イ) 法学既修者については、2年次に履修するべき必修科目の総単位数の5分の4（26単位）以上を修得するとともに必修科目のGPAで1.5以上を修得しなければならない。

原級した場合は、B・C・F・Tの評価となった必修科目の修得単位は全て無効となる。

(2) 退学制度

本法務研究科は、任意退学、懲戒退学のほか、成績不良により退学となる制度を設けている。

教授会において定める進級要件を満たさないことにより同一年次に引き続き2年間（休学の期間は除く。）在学する学生が、なお進級できない場合は、その年度末において退学させる。

また、以下の要件に当てはまる場合は、退学勧告を行う。

ア 正当な理由なく1年次において必修科目の修得単位数が3分の1に充たなかった場合（2023年度以降入学者は10単位未満、2022年度以前入学者は8単位未満）。

イ 正当な理由なく2年次において2年次に配当されている必修科目の修得単位数が3分の1に充たなかった場合（12単位未満）。

(3) 留年率（2024年度）（設置基準第20条の7第2号関係）

2024年度当初に在籍した学生数(A)		次の年次に進級しなかった人数(B) (退学者含む)		留年率 (B/A)	
1年次	2年次	1年次	2年次	1年次	2年次
11名	45名	3名	8名	27.2%	17.8%

(4) 退学率（2024年度）（設置基準第20条の7第2号関係）

2024年度当初に在籍した学生数(A)			2024年度に退学した人数(B)			退学率 (B/A)		
1年次	2年次	3年次	1年次	2年次	3年次	1年次	2年次	3年次
11名	45名	30名	0名	0名	0名	0.0%	0.0%	0.0%

13 修了の認定の基準及び実施状況（連携法第5条第3号関係）

(1) 修了要件（2024年度以降入学者）

- ア 修了に必要な単位数は96単位とする。
- イ 必修科目70単位（法律基本科目の基礎科目38単位、応用科目26単位及び実務基礎科目6単位）を修得しなければならない。
- ウ 選択必修科目として、法律基本科目群の公法系、民事系及び刑事系の展開演習科目からそれぞれ2単位、計6単位以上を、実務基礎科目群及び基礎法学・隣接科目群からそれぞれ4単位以上を、展開・先端科目群から12単位以上（司法試験選択科目に係る4単位以上を含む）を修得しなければならない。
- エ 入学時に十分な実務経験を有する者で、法科大学院教授会がそれまでの実務経験等を評価した上で適当と認めた場合には、当該実務経験に相当する展開・先端科目群の科目に代わり、法律基本科目群の科目を履修することができる。

(2) 標準修業年限修了率（設置基準第20条の7第2号関係）

ア 標準修業年限修了率（2024年度）

(ア) 法学既修者（2023年度入学者）

	全体 (A)	(A)のうち 法学出身者	(A)のうち 非法学出身者
入学者	19名	17名	2名
標準修業年限修了者	17名	16名	1名
標準修業年限修了率	89.5%	94.1%	50.0%

(イ) 法学未修者（2022年度入学者）

	全体 (A)	(A)のうち 法学出身者	(A)のうち 非法学出身者
入学者	11名	9名	2名
標準修業年限修了者	5名	5名	0名
標準修業年限修了率	45.5%	55.6%	0.0%

14 司法試験法第四条第二項第一号の規定による認定の基準及び実施状況（連携法第5条第4号関係）

(1) 認定の基準

明治大学専門職大学院法務研究科の課程に在学する者であって、法務省令で定めるところにより、明治大学長が、次のイ及びロに掲げる要件を満たすことについて認定をしたもの

- イ 当該法科大学院において所定科目単位（裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを司法試験により判定するために必要なものとして法務省令で定める科目の単位をいう。）を修得していること。
- ロ 司法試験が行われる日の属する年の4月1日から1年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがあること。

(2) 専門職大学院設置基準第20条の7第3号に係る法律基本科目基礎科目、法律基本科目応用科目、司法試験選択科目

（丸囲み数字は単位数）

法律基本科目 基礎科目 ＊ 1	憲法（統治）②、憲法（人権）②、行政法総論②、 行政救済法②、民法（総則・契約）④、民法（財産権）④、 民法（債権総論）②、民法（損害賠償法）②、家族法②、 会社法Ⅰ②、会社法Ⅱ②、商法・手形法②、民事訴訟法基礎 ②、刑法Ⅰ③、刑法Ⅱ③、刑事訴訟法基礎②
法律基本科目 応用科目 ＊ 2	憲法演習②、行政法演習②、民法演習Ⅰ②、民法演習Ⅱ②、 商法演習②、民事訴訟法Ⅰ②、民事訴訟法Ⅱ②、 民事訴訟法演習②、刑法演習Ⅰ②、刑法演習Ⅱ②、 刑事訴訟法④、刑事訴訟法演習②、応用演習（憲法）②、 応用演習（行政法）②、応用演習（民法）A②、 応用演習（民法）B②、応用演習（商法）②、 応用演習（民事訴訟法）②、応用演習（刑法）②、 応用演習（刑事訴訟法）A②、応用演習（刑事訴訟法）B②
司法試験選択科目	倒産法④、租税法Ⅰ②、租税法Ⅱ②、経済法Ⅰ②、 経済法Ⅱ②、知的財産と法Ⅰ②、知的財産と法Ⅱ②、 労働法④、環境と法Ⅰ②、環境と法Ⅱ②、国際法②、 国際私法②、倒産法総合演習②、租税法総合演習②、 経済法総合演習②、知的財産法総合演習②、 労働法総合演習②、環境法総合演習②、国際公法総合演習②、 国際私法総合演習②

＊ 1 法律基本科目基礎科目

法曹となろうとする者に共通して必要とされる専門的学識に関する科目（専門的な法律知識その他の学識）。

＊ 2 法律基本科目応用科目

法曹となろうとする者に共通して必要とされる＊ 1に掲げる専門的学識の応用能力を養う科目（法的な推論、分析、構成及び論述の能力）。

（３）実施状況（２０２４年司法試験）

3年次(A) (2024年4月1日)	(A)のうち、 在学中受験資格取得者(B)	(A)に対する割合 (B/A)
30名	20名	66.7%
	(B)のうち、 司法試験受験者(C)	(A)に対する割合 (C/A)
	19名	63.3%
	(C)のうち、 司法試験合格者(D)	(A)に対する割合 (D/A)
	7名	23.3%
(B)のうち、 司法試験受験者(C)	(C)のうち、 司法試験合格者(D)	司法試験合格率 (D/C)
19名	7名	36.8%
(C)のうち、 留年せずに司法試験を受験 した者(E)	(E)のうち、 司法試験合格者(F)	司法試験合格率 (F/E)
18名	7名	38.9%
(C)のうち、 本研究科連携校の連携法曹	(G)のうち、 司法試験合格者(H)	司法試験合格率 (H/G)

基礎課程修了者 (G)		
4 名	1 名	25.0%

15 学費及び奨学金の学生支援制度（設置基準第20条の7第4号関係）

（1）学費（2025年度入学諸費用）

科目		2025 年度	2026 年度・2027 年度
学費	入学金（初年度のみ）※	200,000 円	
	授業料	1,160,000 円	1,160,000 円
	教育充実料	180,000 円	180,000 円
諸 会 費	学生健康保険互助組合 費	3,000 円	3,000 円
合計（年額）		1,543,000 円	1,343,000 円

※本学学部卒業生及び本学学部から『飛び入学』する場合、入学金は、1/2 とする。

（2）奨学金（2025年度）

ア 明治大学専門職大学院法務研究科給費奨学金

対象 次のいずれかに該当する者

（ア）入学試験成績優秀者

入学試験合格者の中から、入学試験成績優秀者。

（イ）明治大学学部在学学生

入学試験合格者のうち、2024 年 4 月 1 日時点において明治大学学部在学中の者で、出願時に一定の学業成績基準を満たす者。

（ウ）特別選抜入学試験合格者

5 年一貫型特別選抜入学試験に合格した者。

採用予定者数 約 24 名（上記（ア）（イ）（ウ）の合計）

採用候補者発表 合格発表時に個別に通知する。

給付額 学費相当額（入学金、授業料、教育充実料相当額）

給付期間 標準修業年限（法学未修者コース 3 年、法学既修者コース 2 年）

留意事項 日本学生支援機構奨学金「第一種奨学金（無利子）」「第二種奨学金（有利子）」との併願・併用は可能である。

イ 日本学生支援機構奨学金

第一種奨学金（無利子貸与）

第二種奨学金（有利子貸与）

※詳細は日本学生支援機構ホームページ参照

16 修了者の進路及び活動状況（直近5ヶ年）

（1）司法試験結果（設置基準第20条の7第5号関係）

ア 全体（イとウの合計）

		2020 年 司法試験	2021 年 司法試験	2022 年 司法試験	2023 年 司法試験	2024 年 司法試験
全体 (A)	受験者数	127 名	102 名	86 名	106 名	115 名
	合格者数	30 名	22 名	16 名	29 名	25 名
	合格率	23.6%	21.6%	18.6%	27.4%	21.7%
(A) のうち、 社会人	受験者数	32 名	27 名	23 名	21 名	14 名
	合格者数	7 名	3 名	3 名	6 名	0 名
	合格率	21.9%	11.1%	13.0%	28.6%	0.0%

(A) のうち、 非法学部出身者	受験者数	21 名	15 名	11 名	14 名	11 名
	合格者数	5 名	5 名	1 名	5 名	0 名
	合格率	23.8%	33.3%	9.1%	35.7%	0.0%
(A) のうち、 本研究科連携 校の連携法曹 基礎課程修了 者 (B)	受験者数	-	-	-	1 名	5 名
	合格者数	-	-	-	0 名	1 名
	合格率	-	-	-	0.0%	20.0%
(B) のうち、 早期卒業又は 飛び入学によ り入学した者	受験者数	-	-	-	1 名	4 名
	合格者数	-	-	-	0 名	0 名
	合格率	-	-	-	0.0%	0.0%

イ 法学既修者コース出身者

		2020 年 司法試験	2021 年 司法試験	2022 年 司法試験	2023 年 司法試験	2024 年 司法試験
全体 (A)	受験者数	73 名	65 名	58 名	81 名	86 名
	合格者数	25 名	20 名	12 名	26 名	23 名
	合格率	34.2%	30.8%	20.7%	32.1%	26.7%
(A) のうち、 社会人	受験者数	18 名	14 名	15 名	14 名	8 名
	合格者数	7 名	3 名	2 名	5 名	0 名
	合格率	38.9%	21.4%	13.3%	35.7%	0.0%
(A) のうち、 非法学部出身 者	受験者数	10 名	7 名	8 名	8 名	5 名
	合格者数	3 名	3 名	1 名	4 名	0 名
	合格率	30.0%	42.9%	12.5%	50.0%	0.0%
(A) のうち、 本研究科連携 校の連携法曹 基礎課程修了 者 (B)	受験者数	-	-	-	1 名	5 名
	合格者数	-	-	-	0 名	1 名
	合格率	-	-	-	0.0%	20.0%
(B) のうち、 早期卒業又は 飛び入学によ り入学した者	受験者数	-	-	-	1 名	4 名
	合格者数	-	-	-	0 名	0 名
	合格率	-	-	-	0.0%	0.0%

ウ 法学未修者コース出身者

		2020 年 司法試験	2021 年 司法試験	2022 年 司法試験	2023 年 司法試験	2024 年 司法試験
全体 (A)	受験者数	54 名	37 名	28 名	25 名	29 名
	合格者数	5 名	2 名	4 名	3 名	2 名
	合格率	9.3%	5.4%	14.3%	12.0%	6.9%
(A) のうち、 社会人	受験者数	14 名	13 名	8 名	7 名	6 名
	合格者数	0 名	0 名	1 名	1 名	0 名
	合格率	0.0%	0.0%	12.5%	14.3%	0.0%

(A) のうち、 非法学部出身者	受験者数	11 名	8 名	3 名	6 名	6 名
	合格者数	2 名	2 名	0 名	1 名	0 名
	合格率	18.2%	25.0%	0.0%	16.7%	0.0%

(2) 修了者の進路（直近6ヶ年：2019～2024年度修了生の合計）（連携法第5条第5号関係）

※2025年4月1日時点

ア 司法試験合格者

進路	全体	法学既修者	法学未修者
裁判官任官	0 名	0 名	0 名
検事任用	1 名	1 名	0 名
弁護士事務所採用	56 名	51 名	5 名
弁護士で営利企業	3 名	2 名	1 名
弁護士で公務員	0 名	0 名	0 名
その他弁護士	0 名	0 名	0 名
弁護士で起業	0 名	0 名	0 名
司法修習中	25 名	23 名	2 名
不明	1 名	1 名	0 名
その他	0 名	0 名	0 名
合計	86 名	78 名	8 名

イ 司法試験未合格者

進路	全体	法学既修者	法学未修者
司法書士	0 名	0 名	0 名
公務員	0 名	0 名	0 名
企業（法務部門）	5 名	3 名	2 名
その他隣接職種	1 名	0 名	1 名
その他の職種	0 名	0 名	0 名
就職（職種不明）	0 名	0 名	0 名
前職と同じ又は継続	0 名	0 名	0 名
進学	0 名	0 名	0 名
司法試験受験勉強を継続	43 名	35 名	8 名
その他	2 名	0 名	2 名
不明	72 名	42 名	30 名
合計	123 名	80 名	43 名

以 上